

○山鹿市国際・地域間交流事業補助金交付要綱

平成17年1月15日

告示第3号

改正 平成17年4月1日告示第213号

平成19年3月30日告示第42号

平成19年8月27日告示第85号

平成26年3月31日告示第77号

平成27年5月13日告示第90号

平成31年3月25日告示第20号

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間団体が主催する本市の持つ優れた自然や歴史文化を生かした国際・地域間交流事業により相互友好関係の確立を図り、国際的視野や地域の独創性を醸成するための事業に対する補助金の交付に関し、山鹿市補助金等交付規則（平成17年山鹿市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は、民間団体が主催する国際・地域間交流事業で、次の各号いずれかに該当するものとする。

(1) 教育、文化、スポーツ、産業、福祉等の活動による交流

(2) その他市長が特に必要と認める事項

(民間団体の資格)

第3条 補助金の支給を受けることができる民間団体は、市内に活動の拠点を有する団体で、国際・地域間交流事業の活動実績が認められる団体とする。

(対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象は、次に掲げる経費とする。

(1) 交通費

(2) 宿泊費

(3) 受講費

(4) 交流会等に係る経費

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた額とする。）とし、30万円を限度とする。

(平19告示85・一部改正)

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、国際・地域間交流事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 交流事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) その他市長が必要と認める書類

(平27告示90・一部改正)

(審査会)

第6条 交流の必要性、効果及び申請資格の適正を審査するため、山鹿市国際・地域間交流事業審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、会長及び委員で組織する。

3 会長は、市民部長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 市民部地域生活課長、総務部秘書政策課長、経済部商工観光課長及び教育委員会事務局教育部社会教育課長

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める職にある者

5 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

6 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指定した者が、その職務を代理する。

7 会長は、必要があると認めるときは、申請団体を審査会に出席させ、意見を聴取することができる。

8 審査会の結果については、直ちに市長に報告するものとする。

9 審査会の庶務は、市民部地域生活課において処理する。

(平19告示42・平26告示77・平31告示20・一部改正)

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、第5条の規定に基づく申請書を受理したときは、前条の報告等を参考の上、適当と認めたものについては、国際・地域間交流事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、不適当と認めたものについては、国際・地域間交流事業補助金交付申請却下通知書（様式第5号）により、その旨を申請団体に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、交流事業内容について必要な条件を付することができる。

(実績報告等)

第8条 補助金交付の決定通知を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、交流事業終了後30日以内に、国際・地域間交流事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第7号）

(2) 交流事業報告書

2 補助団体は、交流事業終了後において、各種団体から交流事業結果報告の依頼があった場合には、これに応じ、広く地域のために寄与するよう努めなければならない。

(補助金の交付)

第9条 補助団体が、前条第1項の規定による報告書を提出したときは、第4条の規定による補助金を交付するものとする。

(補助金交付の決定取消し等)

第10条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又は交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の目的に違反したとき。

(2) 第8条第1項に定める報告を怠ったとき。

(庶務)

第 11 条 この事業に関する庶務は、当該事業を執行する担当課において処理する。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 1 月 15 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱に基づく補助金の交付については、平成 17 年度から適用する。

(経過措置)

- 3 合併前の山鹿市国際・地域間交流事業助成金交付要綱(平成 12 年山鹿市告示第 6 号。以下「合併前の要綱」という。)の規定に基づく補助金の交付については、平成 16 年度に限り、なお合併前の要綱の例による。

附 則 (平成 17 年 4 月 1 日告示第 213 号)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日告示第 42 号)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 8 月 27 日告示第 85 号)

この要綱は、平成 19 年 8 月 27 日から施行し、改正後の山鹿市国際・地域間交流事業補助金交付要綱の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 26 年 3 月 31 日告示第 77 号)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 5 月 13 日告示第 90 号)

この要綱は、平成 27 年 5 月 13 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 25 日告示第 20 号)

この要綱は、平成 31 年 3 月 25 日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

(宛先)山鹿市長

団体名
申請者(代表者)住 所
氏 名 印

国際・地域間交流事業補助金交付申請書

年度において別紙交流事業計画書のとおり交流事業を行いたいので、山鹿市国際・地域間交流事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

- 1 交流事業の名称
- 2 交流事業の目的
- 3 補助金申請額 金 _____ 円
- 4 補助金概算払(前金払)申請額 金 _____ 円
- 5 概算払(前金払)を必要とする理由

※ 4. 5については、概算払を必要とする場合に記入

添付書類

- 1 交流事業計画書(様式第2号)
- 2 収支予算書(様式第3号)
- 3 その他

様式第2号(第5条関係)

交 流 事 業 計 画 書

交 流 事 業 名					
交流事業期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間				
交流事業相手					
交流事業目的					
交流事業内容					
事業参加者名	住 所	生年月日	(歳)	職 業	勤 務 先 (学校名)

様式第3号(第5条関係)

収 支 予 算 書

収 入	自 己 負 担 額			円
	市補助申請額			円
	その他の収入			円
	計			円
支 出	交 通 費	摘 要		
			予算額	円
	宿 泊 費	摘 要		
			予算額	円
	受 講 費	摘 要		
			予算額	円
	交流会等に係る経費	摘 要		
			予算額	円
	計			円

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

山鹿市長



国際・地域間交流事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、交付することに決定しましたので、山鹿市国際・地域間交流事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 交付決定額 金 _____ 円

2 概算払(前金払)交付決定額 金 _____ 円

条件

- 1 この補助金は、申請の目的以外に使用してはいけません。
- 2 事業内容等を変更しようとするときは、市長の承認を得てください。
- 3 事業終了後30日以内に、実績報告書を市長に提出してください。
- 4 その他

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

山鹿市長 印

国際・地域間交流事業補助金交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、次のとおり却下しましたので、山鹿市国際・地域間交流事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

団体名 住 所 氏 名	
却 下 し た 理 由	

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

(宛先)山鹿市長

団体名
申請者(代表者)住 所
氏 名 印

国際・地域間交流事業実績報告書

次のとおり交流事業を終了しましたので、山鹿市国際・地域間交流事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により報告します。

記

- 1 収 支 決 算 書(様式第7号)
- 2 交流事業報告書
- 3 そ の 他

様式第7号(第8条関係)

収 支 決 算 書

収 入	自 己 負 担 額			円
	市補助決定額			円
	その他の収入			円
	計			円
支 出	交 通 費	摘 要		
		決算額		
	宿 泊 費	摘 要		
		決算額		
	受 講 費	摘 要		
		決算額		
	交流会等に係る経費	摘 要		
		決算額		
	計			円
				円